

(様式1-2)

提案書評価基準

評価項目	配点	評価	評価の換算式 ( )は加重倍率	コメント
1 提案内容に関する視点(小計)	80			
①業務目的の理解度	10			
②業務目標の達成に必要な能力	20		(10点×2)	
③業務内容の趣旨を踏まえた企画力(WEBサイトの情報発信)	20		(10点×2)	
④効果的な広報	10			
⑤業務内容及び行程(スケジュール等)の実現性・妥当性	10			
⑥情報管理	10			
2 実施体制に関する視点(小計)	20			
①担当者の構成・人数	10			
②同種又は類似業務の実績の内容	10			
小計	100			

評価項目(加算項目)	配点	評価の着目点
企業としての取組に関する視点	6	
①ワークライフバランスに関する取組	1	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)
	1	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員301人未満の場合のみ加算)
	1	次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし)の取得をしている、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得をしている
	1	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている
②障害者雇用に関する取組	1	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%を達成している(従業員43.5人以上)、又は、障害者を1人以上雇用している(従業員43.5人未満)
③健康経営に関する取組	1	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のクラスAAA若しくはクラスAAの認証
市内の中小企業であること	5	市内の中小企業として一般競争入札有資格者名簿で登録が確認できた企業
小計	11	
合計	111	

#### 評価方法

各評価項目は原則として、5段階評価で行うことを標準とする。評価は各項目10点満点とし、10点:優れている、8点:やや優れている、6点:普通、4点:やや劣る、2点:劣る、とする。ただし、加算項目である「企業としての取組」については各項目を1つ満たすごとに1点加算することとし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。

市内の中小企業であることでの加点は原則5点とし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。

(様式1-3)

評価の視点

評価項目	配点	評価の換算点 (加重倍率)	評価の視点
1 提案内容に関する視点(小計)	80		
①業務目的の理解度	10		創業やスタートアップ支援に関して基本的な知識・理解を有しており、委託内容を理解した事業提案となっているか。
②業務目標の達成に必要な能力	20	(10点×2)	創業者や創業間もない企業、スタートアップに向けて役立つ情報を発信するための必要な情報やネットワークを有しているか。
③業務内容の趣旨を踏まえた企画力(WEBサイトの情報発信)	20	(10点×2)	効果的な手法で情報を発信する提案がなされているか。また、複雑化・多様化するスタートアップに関する情報を受け取り手に分かりやすく整理し、発信する工夫がなされているか。
④効果的な広報	10		効果的な手法で広くPRし、アクセス数、メールマガジン登録者数増加に繋がる具体的な提案はあるか。
⑤業務内容及び行程(スケジュール等)の実現性・妥当性	10		実施において具体的かつ実施可能な提案内容及び業務行程となっているか。
⑥情報管理	10		業務実施により知り得た情報について、守秘義務を徹底し管理体制が整備されているか。
2 実施体制に関する視点(小計)	20		
①担当者の構成・人数	10		事業実施に十分な人数とその構成になっているか。
②同種又は類似業務の実績の内容	10		実施する業務につながる活動実績や業務の実現に資する能力を備えているか。
小計	100		

評価項目(加算項目)	配点	評価の着目点
企業としての取組に関する視点	6	
①ワークライフバランスに関する取組	1	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)
	1	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員301人未満の場合のみ加算)
	1	次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし)の取得をしている、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得をしている
	1	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている
②障害者雇用に関する取組	1	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%を達成している(従業員43.5人以上)、又は、障害者を1人以上雇用している(従業員43.5人未満)
③健康経営に関する取組	1	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のクラスAAA若しくはクラスAAの認証
市内の中小企業であること	5	市内の中小企業として一般競争入札有資格者名簿で登録が確認できた企業
小計	11	
合計	111	

#### 評価方法

各評価項目は原則として、5段階評価で行うことを標準とする。評価は各項目10点満点とし、10点:優れている、8点:やや優れている、6点:普通、4点:やや劣る、2点:劣る、とする。ただし、加算項目である「企業としての取組」については各項目を1つ満たすごとに1点加算することとし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。

市内の中小企業であることでの加点は原則5点とし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。